

協議 1 号

長野市立学校職員の給与に関する規則及び長野市立学校職員の期末手当
及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（案）要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明													
1 改正の理由	長野市立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、改正するもの													
2 改正の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 長野市立学校職員の給与に関する規則の一部改正（第 1 条関係）</p> <p>常勤の学校職員（以下「学校職員」という。）に係る給料表が改定されたときにおける当該給料表の会計年度任用学校職員への適用については、教育委員会が別に定めるものとする。</p> <p>(2) 長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正（第 2 条、第 3 条関係）</p> <p>ア 学校職員に対して令和 4 年度 12 月期に支給する勤勉手当に係る成績率の範囲を次のように改める。</p> <table border="1"><thead><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>100 分の 190 以内</td><td>100 分の 210 以内</td></tr></tbody></table> <p>イ 学校職員に対して令和 5 年度 6 月期及び 12 月期に支給する勤勉手当に係る成績率の範囲を次のように改める。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>改正前（令和 4 年度）</th><th>改正後（令和 5 年度）</th></tr></thead><tbody><tr><td>6 月</td><td>100 分の 190 以内</td><td>100 分の 200 以内</td></tr><tr><td>12 月</td><td>100 分の 210 以内</td><td>100 分の 200 以内</td></tr></tbody></table>	改正前	改正後	100 分の 190 以内	100 分の 210 以内	区分	改正前（令和 4 年度）	改正後（令和 5 年度）	6 月	100 分の 190 以内	100 分の 200 以内	12 月	100 分の 210 以内	100 分の 200 以内
改正前	改正後													
100 分の 190 以内	100 分の 210 以内													
区分	改正前（令和 4 年度）	改正後（令和 5 年度）												
6 月	100 分の 190 以内	100 分の 200 以内												
12 月	100 分の 210 以内	100 分の 200 以内												
3 施行期日等	公布の日から施行する。ただし、(2) イについては、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。													
4 審議状況	(1) 総務部総務課との協議 12月14日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 12月19日													

長野市立学校職員の給与に関する規則及び長野市立学校職員の期末手当
及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（案）

（長野市立学校職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 長野市立学校職員の給与に関する規則（昭和41年長野市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第5条第1号の項の前に次のように加える。

第5条各号列記 以外の部分	とする	とする。この場合において、この条例の改正により当該各号に定める給料表が改定されたときにおける当該給料表の適用については、教育委員会が別に定める
------------------	-----	---

別表第1備考1中「第16条の2」を「第16条」に改める。

（長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正）

第2条 長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成21年長野市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「100分の190」を「100分の210」に改め、同条第2号中「100分の90」を「100分の100」に改める。

第3条 長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「100分の210」を「100分の200」に改め、同条第2号中「100分の100」を「100分の95」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第12条の規定は、令和4年12月1日から適用する。

長野市立学校職員の給与に関する規則 新旧対照表【第1条関係】

改正後			改正前		
<p>○長野市立学校職員の給与に関する規則 昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第6号 (会計年度任用学校職員に係る長野市立学校職員の給与に関する条例等の規定の適用についての技術的読替え)</p> <p>第14条 条例第18条の2の規定による条例の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			<p>○長野市立学校職員の給与に関する規則 昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第6号 (会計年度任用学校職員に係る長野市立学校職員の給与に関する条例等の規定の適用についての技術的読替え)</p> <p>第14条 条例第18条の2の規定による条例の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項	略	略	第4条第1項	略	略
第5条各号列記以外の部分	とする	とする。この場合において、この条例の改正により当該各号に定める給料表が改定されたときにおける当該給料表の適用については、教育委員会が別に定める	(新設)		
第5条第1号	略	略	第5条第1号	略	略
第14条の7の2第2項	略	略	第14条の7の2第2項	略	略
<p>2・3 略</p> <p>別表第1 (第3条、第3条の2、第3条の3、第3条の4、第3条の6、第4条、第4条の2、別表第3関係) 級別資格基準表 略</p> <p>備考</p>			<p>2・3 略</p> <p>別表第1 (第3条、第3条の2、第3条の3、第3条の4、第3条の6、第4条、第4条の2、別表第3関係) 級別資格基準表 略</p> <p>備考</p>		

改正後	改正前
<p>1 次の第1号に掲げる者に適用される学歴免許等欄の区分は、「大学卒」の区分とし、第2号に掲げる者に適用される同欄の区分は、「短大卒」の区分とする。</p> <p>(1) 大学卒相当の者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 免許法第16条に規定する教員資格認定試験に合格したことによる高等学校教諭の免許状又は特別支援学校の自立活動教諭の免許状の所有者</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(2) 短大卒相当の者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 免許法第16条に規定する教員資格認定試験に合格したことによる小学校教諭の免許状の所有者</p> <p>ウ 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>1 次の第1号に掲げる者に適用される学歴免許等欄の区分は、「大学卒」の区分とし、第2号に掲げる者に適用される同欄の区分は、「短大卒」の区分とする。</p> <p>(1) 大学卒相当の者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 免許法第16条の2に規定する教員資格認定試験に合格したことによる高等学校教諭の免許状又は特別支援学校の自立活動教諭の免許状の所有者</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(2) 短大卒相当の者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 免許法第16条の2に規定する教員資格認定試験に合格したことによる小学校教諭の免許状の所有者</p> <p>ウ 略</p> <p>2・3 略</p>

長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 新旧対照表【第2条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 平成21年11月30日長野市教育委員会規則第6号 (勤勉手当)</p> <p>第7条～第11条 略</p> <p>第12条 成績率は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、教育委員会が別に定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された学校職員（次号において「再任用学校職員」という。）以外の学校職員 <u>100分の210</u></p> <p>(2) 再任用学校職員 <u>100分の100</u></p>	<p>○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 平成21年11月30日長野市教育委員会規則第6号 (勤勉手当)</p> <p>第7条～第11条 略</p> <p>第12条 成績率は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、教育委員会が別に定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された学校職員（次号において「再任用学校職員」という。）以外の学校職員 <u>100分の190</u></p> <p>(2) 再任用学校職員 <u>100分の90</u></p>

長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 新旧対照表【第3条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 平成21年11月30日長野市教育委員会規則第6号 (勤勉手当)</p> <p>第7条～第11条 略</p> <p>第12条 成績率は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、教育委員会が別に定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された学校職員（次号において「再任用学校職員」という。）以外の学校職員 <u>100分の200</u></p> <p>(2) 再任用学校職員 <u>100分の95</u></p>	<p>○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 平成21年11月30日長野市教育委員会規則第6号 (勤勉手当)</p> <p>第7条～第11条 略</p> <p>第12条 成績率は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、教育委員会が別に定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された学校職員（次号において「再任用学校職員」という。）以外の学校職員 <u>100分の210</u></p> <p>(2) 再任用学校職員 <u>100分の100</u></p>